

TPP11 で議論された ISDS 条項 ー海外投資に伴うポリティカル・リスクのマネジメントー

服部 和哉（AIG 総合研究所主任研究員）

環太平洋経済連携協定（TPP）参加 11 カ国は 2018 年 3 月 8 日にチリのサンティアゴで新協定「TPP11」に署名しました。日本もこれを受けて関連法案の今国会成立を目指しています。今後、6 カ国以上が議会承認を含む国内手続きを終えれば 60 日後に発効します。

各国の合意内容から今回見送りとなったものの一つに ISDS(Investor and State Dispute Settlement)条項があります。直訳すれば「投資家と政府間の争いに関する解決」となりますが、これは、海外に投資している企業等が協定に定められた投資家保護義務に抵触する投資先国の行為により損害を被った場合に、相手国政府に対し損害賠償請求ができる条項です。賠償請求の方法としては国際仲裁が規定されている場合が多く、司法制度の信頼性が低い国への投資においては仲裁が持つ法的効力を行使できる点で極めて有用といえます。

この条項は、1978 年以降日本が各国と締結している二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty、以下 BIT)や経済連携協定(Economic Partnership Agreement、以下 EPA)のなかですでに規定されているものですが¹、日本企業がこの条項を盾に相手国政府と争うことが少なかったこともあり社会における関心はあまり高くなかったかもしれません。投資家と政府の争いは近年増加傾向にあります（国際仲裁へ付託された件数：2010 年は全世界で年間 35 件前後、2015 年は 70 件）、日本企業が ISDS 条項を使って解決した事例で公表されているものは 2 件です²。また、ISDS 条項があることにより紛争を未然に防いだ事例もあります。2006 年に上海の嘉定区で日系企業が都市再開発を理由に立ち退きを命じられた事例では、日中投資協定に規定されている同条項を使い政府関係者の協力も得ながら、中国政府に対し補償交渉を効果的に進めたと言われています³。

TPP が国内で議論された当初、日本政府が外国企業から提訴される危険性に目が向けられる一方、海外投資の保護という本来の機能への注目がやや少なかったように感じますが、海外投資にあたってのリスク・マネジメントのツールとしてこの条項の持つ意義は大きいと思います。

ISDS 条項が扱う対象は、相手国政府の行為の結果に起因する経済的損害であり、その原因はポリティカル・リスクと呼ばれるリスクに分類されるケースが多いと言えます。ポリティカル・リスクの定義はイアン・ブレマー氏が代表を務めるユーラシア・グループでは、「経済的な期待価値を変動させる政治的行為」としています。また、世界銀行グループの一つで、ポリティカル・リスク保険を提供する MIGA(Multilateral Investment Guarantee Agency：多数国間投資保証機関)の定義では、投資家の持つ資産の使用を制限し、その価値を低下させる行為であり、戦争、革命、収用や収入等の利益の国外移動を制限する行為を含むとしています。さらに、各国政府が提供する貿易保険では、政府による接收/収用、為替取引の制限・禁止、戦争や革命、テロなどの政治的暴力、政府による差別的規制などが伝統的にポリティカル・リスクとして扱われています。海外進出企業は、ポリティカル・リスクという用語を使わないまでもそのリスクを強く認識しています。例えば、中小企業基盤整備機構の海外リスク・マネジメント実態調査(2016年2月)⁴によれば、「法規制の変更・不透明な運用」、「治安・政情の悪化」、「為替管理制度の変更」のリスクはいずれも、損害保険の代表的なリスクである「自然災害リスク」よりも上位に認識されています。このようなポリティカル・リスクも対象とする ISDS 条項は、海外進出企業のリスク・マネジメントにおいて重要なツールと言えます。

2016年に政府がまとめた「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」によれば、2020年までに100の国・地域を対象に投資関連協定の署名・発行を目指し、各国との交渉にあたっては、投資家保護を念頭においた ISDS 条項の挿入を目指すとしています。政治的、社会的に不安定な国へ日本企業が投資していく場合、特にポリティカル・リスクに対する懸念が大きいため、投資協定等における ISDS 条項の有無やその内容確認をデュー・デリジェンスの一部に取り入れることが重要です。また、リスク・マネジメントのプロセスの一環として ISDS 条項の有用性を正しく認識し、事案発生のある場合は在外公館などへ相談することが損失発生防止や拡大軽減につながります。

脚注

¹ 外務省「国家と投資家間の紛争解決 (ISDS) 手続きの概要」(平成 29 年 3 月)によれば ISDS 条項を持つ投資協定は 23、経済連携協定は 10 となっている (ISDS 条項を持たない投資協定・経済連携協定は日フィリピン EPA、日豪 EPA のみ)

- 2 これまでに公表されている 2 例は、1 つは日本の証券会社が海外小会社を通じ、チェコ政府に対し二国間投資協定に基づき国連国際商取引法委員会（UNCITRAL）へ仲裁を付託したケース。もう 1 例は日本の建設会社がスペイン政府に対し再生エネルギーに関し、投資紛争解決国際センター（ICSID）へ申し立てた事例。
- 3 参照 METI Journal 2011 年 8・9 月号 Special Report “海外進出前に知っておく「投資協定」で磨く交渉力”
- 4 海外進出企業 4,222 社へアンケート調査を実施したもの。回答数は 599 社（このうち中小企業は 486 社）

※本ドキュメントは保険もしくはその他一切の金融商品の販売、勧誘を意図したものではありません。また、本ドキュメントは具体的な特定の取引をご提案するものではなく、その実現性を保証するものでもありません。

※AIG 総合研究所（以下「AIG」と呼びます。）は、本ドキュメントの利用あるいは利用の結果に関して、その正確性、精度、信頼性などについていかなる表明および保証も行わないものではなく、その利用の結果については責任を負いません。AIG は、本ドキュメントがいかなる場所においても適切であり利用可能であることを表明するものではありません。AIG は、正確かつ最新の情報を本ドキュメントで提供しようとする合理的な努力をしていますが、誤差・脱漏が生じる場合があります。

※AIG あるいは本ドキュメントの企画、作成または提供に関わるいかなる当事者も、お客様が本ドキュメントを利用したことあるいは利用できなかったことに起因する直接的、偶発的、結果的、間接的損害あるいは懲罰的賠償の責任を負うものではありません。

※本ドキュメントに掲載されている内容に関する権利は、AIG および AIG が利用許諾を得た著作権者に帰属します。無断で転用・複製・改変をすることはできません。